

全建労発第 20 号

平成 26 年 5 月 9 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会

会長 浅 沼 健 一

(公印省略)

石綿障害予防規則の改正及び労働者の石綿ばく露防止
に関する技術上の指針の制定について

時下 益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省省令 21 号）については、平成 17 年 7 月 1 日から施行されており、平成 24 年 5 月 9 日には建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針が公示されていますが、石綿ばく露防止対策の充実等のため、「建築物の解体等における石綿ばく露防止対策等技術的検討のための専門家会議」における検討結果を踏まえ、石綿則を改正するとともに旧技術指針を廃止し、建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針（技術上の指針公示第 21 号）を新たに制定し、平成 26 年 6 月 1 日に施行又は適用する旨、別添のとおり厚生労働省より周知依頼がありました。

なお、改正の内容、パンフレット等につきましては、厚生労働省のホームページをご活用いただきますよう併せてお願い申し上げます。

(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudou_kijun/sekimen/jigyo/ryuijikkou/index.html)

↑ (アンダーバー)

つきましては、貴協会傘下会員企業に対してご周知頂きますようお願い申し上げます。

以上